

第10回繊維産業技能実習事業協議会 議事要旨

日時：令和3年12月20日（月曜日）14時00分～16時00分

形式：Microsoft TeamsによるWeb開催

出席者：

【実習実施者・監理団体の関係者】

鎌原 正直	日本繊維産業連盟 会長
大澤 道雄	繊維産業流通構造改革推進協議会 会長
高橋 秀明	全日本婦人子供服工業組合連合会 理事長
井上 美明	日本アパレルソーイング工業組合連合会 会長
大澤 道雄	(一社)日本アパレル・ファッション産業協会 理事長
花田 正孝	(一社)日本インテリア協会 事務局長 (※)
加瀬谷行雄	日本織物中央卸商業組合連合会 常務理事 (※)
杉原 克	日本化学繊維協会 常務理事 (※)
山本 一人	日本絹人織織物工業組合連合会 理事長
金森 弘	日本靴下協会 事務局長／日本靴下工業組合連合会 専務理事 (※)
高橋 正樹	日本毛織物等工業組合連合会 常務理事 (※)
青山 優	日本毛整理協会 事務局長 (※)
木村 彰	協同組合日本シャツアパレル協会 副理事長・事務局長 (※)
奥谷 孝良	(一社)日本寝具寝装品協会 専務理事 (※)
川合創記男	日本繊維染色連合会 会長
森 昇	日本繊維輸出組合 専務理事／日本繊維輸入組合 専務理事 (※)
寺嶋 充	(一社)日本染色協会 専務理事 (※)
御園慎一郎	(一社)日本ソーイング技術研究協会 理事長
井上 裕基	日本タオル工業組合連合会 理事長
佐藤 俊寛	日本テントシート工業組合連合会 専務理事 (※)
前田 雅行	日本ニット工業組合連合会 事務局長 (※)
林 俊彦	日本撚糸工業組合連合会 専務理事 (※)
今莊 政明	日本被服工業組合連合会 理事長
只野 悟	日本ふとん製造協同組合 専務理事 (※)
西又 良和	日本紡績協会 専務理事 (※)
岡部 実	(一社)日本ボディファッション協会 事務局長 (※)
金澤 徹	日本綿スフ織物工業連合会 専務理事
森口 和信	日本毛布工業組合 理事長
池田 延雄	日本輸出縫製品工業組合 専務理事 (※)
一井 伸一	日本羊毛産業協会 専務理事 (※)

【事業所管省庁】

柴田 敬司	大臣官房審議官（製造産業局担当）
永澤 剛	製造産業局生活製品課長

【オブザーバー】

財津 依人	法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 補佐官
-------	-----------------------------

奥野 正和	厚生労働省人材開発統括官付 海外人材育成担当参事官室 室長補佐
久富 康生	外国人技能実習機構 監理団体部長
佐久間一浩	全国中小企業団体中央会労働政策部 部長
林 幸春	全日本帽子協会 会長
猪瀬 安次	日本編レース工業組合連合会 専務理事 (※)
金嶋 謙治	日本製網工業組合 専務理事 (※)
松下 正樹	日本不織布協会 事務局長 (※)

(※) は代理出席者

議事要旨：

1. 議題1「経済産業省 挨拶」

柴田大臣官房審議官

- 繊維産業を取り巻く環境は厳しさを増している。経済産業省においても様々な支援施策を講じているため、積極的に活用いただきたい。
- 2015年、国連での「持続可能な開発目標」(SDGs)の採択以降、繊維産業においてもサステナビリティへの取組が活発化。外国人技能実習制度の取組も重要。
- 繊維産業技能実習事業協議会を立ち上げて3年が経過し、各構成員団体において、本協議会決定事項の理解促進・周知を進めていただいていたが、未だに業界において法令違反が存在。引き続き適正化に粘り強く取り組んでいただくことを期待している。
- 本協議会に属していない実習実施者による法令違反も存在すると認識。当省としても、これらの実習実施者への働きかけを取り組んで参りたい。
- 技能実習の適正な実施や取引適正化をしっかりと進めていくことが重要。今後も業界と行政が連携し、一体となった取組を進めていきたい。

2. 議題2「取組状況のフォローアップ」

日本タオル工業組合連合会 (資料2-1)

- 連合会会員である(株)村井捺染及び、傘下企業のサプライヤーである(有)タナカソーイングにて発生した違反事例について報告。
- (株)村井捺染の処分内容は技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって技能実習計画の認定を取消すこと。処分理由は、認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。
- (有)タナカソーイングの処分内容は技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。処分理由は地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第9号)に規定する認定の取消事由に該当するため。
- また監理団体及び実習実施者における技能実習の適正な実施等に向けたこれまでの取組、違反が起こった要因、改善に向けた取組について報告。

日本織物中央卸商業組合連合会（資料 2-2）

- 連合会会員である東京吉岡（株）にて発生した違反事例について報告。
- 処分の内容は下請代金支払遅延等防止法（支払代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたことへの勧告処分。処分の理由は下請事業者 24 名に対し下請代金の支払いに対して現金での支払いを理由に歩引きとして支払代金の減額を行ったため。
- また日本織物中央卸商業組合連合会及び東京吉岡（株）における取引の適正な実施等に向けたこれまでの取組、違反が起こった要因、改善に向けた取組について報告。

永澤生活製品課長のコメント

- 協議会を立ち上げ 3 年が経過したが、繊維業界における違反事例は引き続き発生。
- 昨年・今年と 2 年連続で協議会構成員傘下企業が技能実習事業計画の認定取消、取引適正化に抵触する事案が発生したことは誠に遺憾。
- 繊維業界の自浄作用が働かない場合は、特定技能における特定産業分野への繊維産業の追加も見通しがつかない。
- 政府としても産業界と一体となり、技能実習制度の適正化の取組を進めるとともに、構成団体の今まで以上の取組に期待。

3. 議題 3「技能実習事業の最近の状況」（資料 3）

厚生労働省 資料 3 を参照。

○外国人労働者向け安全衛生教育教材について

- 外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成。
- 技能実習においては 10 分の 1 以上安全衛生業務を行ってもらう必要がある。
- 外国人労働者の労働災害防止に役立ててほしい。
- マンガ・動画教材は、初めて安全衛生を学ぶ技能実習生でも理解しやすい内容となっている。
- 業種共通と業種・作業別の視聴覚教材をそれぞれ作成、繊維産業に特化したものではないが、製造業の教材では機械災害の防止などを紹介している。繊維産業とも関係する項目を活用してほしい。
- 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルも用意しているため、活用してほしい。
- 各教材の開発状況として、現在対応言語を増やしているところ。厚生労働省ホームページに掲載している。

○外国人在留支援センター 安全衛生班について

- 様々な悩みに対して支援を行っている。
- 実習生、事業者両者に対して電話やメールによる相談を行っている。また、専門家による訪問支援も実施しているため、こちらも活用してほしい。

○令和 2 年度技能実習制度に関する調査について

- 令和 3 年 10 月 1 日に公表。外国人技能実習機構ホームページに掲載している。
- 帰国後技能実習生へのフォローアップ調査（技能実習生対象のアンケート調査）、帰国後技能実習生に対する支援実態調査（監理団体等対象のアンケート調査）の 2 つから構成。
- 技能実習で学んだことを母国に持ち帰り、役立てられていることがわかる。

- 帰国後の就職状況について、繊維・衣服においては、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」、「起業している」と回答した方の合計割合は 68.0%。全職種平均の 51.2%を上回っている。仕事の内容についても「実習と同じ仕事」、「実習と同種の仕事」と回答した方の合計割合は 83.8%、全職種平均では 62.1%であり、他業種と比較して高い水準。
- 繊維産業においては、引き続き適正な実施を通じて、国際貢献を進めていってほしい。

出入国在留管理庁

○技能実習法に基づく行政処分等の件数について

- 平成 29 年 11 月の技能実習法施行から令和 3 年 11 月末までの行政処分等の状況についてまとめている。
- 監理団体については、これまでに累計で許可の取消しが 30 件、改善命令が 10 件。この内、繊維・衣服関係職種の取扱いがあった監理団体は、許可の取消しが 20 件、改善命令が 4 件。
- 令和 3 年度についてみると、許可取消しが 12 件、内 11 件が繊維・衣服関係。改善命令が 8 件、内 3 件が繊維・衣服関係となっている。
- 違反としては、監理団体が旅券の保管を行った、監理事業を外部の者に行わせていた（名義貸し）といった事例があった。
- 実習実施者については、これまでに累計で計画認定取消しが 228 者、改善命令が 14 者。この内、繊維・衣服関係は、計画認定取消しが 72 者、改善命令が 3 者。
- 令和 3 年度についてみると、計画認定取消しが 120 者、内 35 者が繊維・衣服関係。改善命令が 5 者、内 3 者が繊維・衣服関係となっている。
- 全体として、依然として繊維・衣服関係の不適正事案は少なくない状況。
- 引き続き関係者の皆様には制度の適正化に努めていただきたい。

○技能実習生の失踪の状況について

- 技能実習生の増加に伴い、失踪者数も急増。令和 2 年の失踪者数は 5,885 人であり、令和元年の 8,796 人と比べると増減率▲33%。
- 政府においても様々な失踪対策を講じているところではあるが、受入れ側の皆様にもご留意いただきたい点をリーフレットにまとめている。ホームページにも掲載しているため周知をお願いできれば幸い。
- 実習生の失踪動機は様々。実習内容や待遇が事前に聞いていた説明と異なると感じる実習生も存在する。例えば所得税の源泉徴収や社会保険料の控除について、母国に同様の仕組みがないためなぜ控除されているのかを理解できずにトラブルに繋がるケースもある。
- トラブルを事前に防ぐために給与の仕組みや控除の理由、待遇、仕事内容等については丁寧に説明して、来日後のギャップによる失踪を防止していきたいため、ご協力をお願いします。
- また、技能実習生に対して、実習中に指導する場面が多くあると思うが、言語や文化の違いから本来の意図と異なった意図で伝わることもある。厳しい言い方をすると、必要以上に重く受け止めてしまい、失踪に繋がるというケースもあり得る。
- 可能な限り留意し、日ごろから個々の実習生の状況に配慮できる指導体制を構築する必要があると考えている。
- リーフレットの中にも案内があるが、入管庁において、技能実習生等に向けた広報用の動画を作成。制度概要だけでなく、失踪するデメリットや技能実習生に問題が起こった際の相談先等を説明している。日本語含め 10 言語に翻訳し、YouTube にも公開しているため、実習生向けの周知や各種セミナーに活用してほしい。

○新型コロナウイルス感染症の影響について

- 新型コロナウイルスの影響に伴い、実習を修了したが帰国が困難な実習生が依然と生じている状況。
- そのような実習生に対して、一定の要件を満たす場合には技能実習から特定活動への在留資格の変更が可能であり、従前と同一の業務での就労が認められる。
- 就労不可の場合でも本邦での生計維持が困難と認められる場合には資格外活動（アルバイト）を週 28 時間以内であれば可能。
- 本特例措置は引き続き 6 ヶ月の在留を認めるものだが、帰国できない事情が継続している場合には更新を認めている。
- 特定活動により在留する方の数は令和 3 年 12 月 10 日時点で、「特定活動（就労可）」が約 34,700 人、「特定活動（就労不可）」が約 2,900 人となっている。
- 帰国できない元実習生に対しては、技能実習法上、監理団体が実習実施者への対応含め帰国担保責任があるため、引き続きご協力をいただきたい。
- また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、実習期間中に解雇された実習生に対する雇用維持支援の一環として、一定の要件を満たす場合には、特定活動（最大 1 年・就労可）を付与し、特定産業分野での就労を認めている。対象は解雇された実習生に加えて、帰国困難となった実習生においても活用できる。更に、在留した期間が 1 年に達する者から更新許可申請があった場合には、帰国困難事情があれば引き続き在留を認める。
- 雇用維持支援で在留を許可された元技能実習生は、令和 3 年 12 月時点で累計約 10,500 人。
- 依然として新型コロナウイルスの影響で帰国できない状況は続いている。

4. 議題 4 「意見交換」

日本輸出縫製品工業組合

- 本年 11 月 8 日から技能実習生の入国が可能となったが、入国の際は所管官庁の審査が必要となり、当方も申請を行ったが、その後申請も審査も中止となった。
- 申請中止は仕方ないが、審査は継続し、入国が可能となった際には順次審査済証を交付してもらいたい。
- 多くの企業において技能実習生が帰国できない状況が続いている。また受注環境の悪化などの問題から技能実習生の受け入れを停止していたが、特定活動中の技能実習生が特定技能に移行する等で実習生が企業を離れていくことが後を絶たない状況であり、受け入れ企業の内 1 社は廃業する事態となった。
- 多い時は 18 名の技能実習生を受け入れ、日本人を含め 49 名の従業員を抱えており、地域の雇用、経済にも貢献してきた老舗の企業であった。受注も順調に推移していた中での廃業となった。
- 従業員が高齢化している企業は多いが、実習生を受け入れて従業員が若い技能実習生に技術を伝承するということで、企業の活性化に加えて事業継承にも繋がると理解している。
- 入国できなくなり 2 年を経過している。この状況が続くと、技能実習生全員が帰国する事態も予想される。早期入国ができるように、審査の継続含めお願いしたい。

厚生労働省

- 発言の趣旨は理解するが、現時点で新しい情報はない。

日本被服工業組合連合会

- 198社の組合員がいる。その中で、技能実習制度の繊維・衣料関係の中で、縫製業種で技能実習生を受け入れている。
- 先ほど違反事例の数字が示されたが、特定技能における特定産業分野への繊維産業の追加の見通しが立たない状況であると理解した。
- 組合員からは特定技能に指定されれば、就労年数も長くなるというため、追加してほしいという希望が出ている。
- 本日の話の内容を組合員に共有し、今後より一層適正な運用に努めていく所存。今後のご指導をお願いしたい。

永澤生活製品課長

- 特定技能の追加については、繊維業界としてまずは技能実習生の問題にしっかりと取り組んでいくことが重要。
- 是非業界一丸となって取り組んでいきたい。ご協力をお願いします。

5. 議題5「日本繊維産業連盟 挨拶」

鎌原繊維産業連盟会長

- これまで構成員の皆様には各種課題解決に向けて尽力いただいている。しかしながら、実態的には未だ違反事例もあり、大変厳しい状況。
- 世界的に人権など厳しい目が向けられている中、現状のままでは技能実習制度そのものについても存続が危ういのではないかと改めて感じた。
- 今後も適正な運用に向けて協力をお願いしたい。

6. その他

○事務連絡

永澤生活製品課長

- 次回の協議会は、今後の状況等を踏まえ、日本繊維産業連盟と経済産業省と相談の上、日程調整させていただく。
- 繊維業界における違反事例は改善できているとは言えない状況であるため、今後地方での説明会を検討している。

以上